

意見書

令和5年8月2日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

令和5年8月2日に開催した令和5年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より海岸事業3箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 海岸事業【再評価対象事業】

22番 じょうなんだいいちちくかいがん 城南第一地区海岸

22番については、平成26年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、1回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、22番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 海岸事業【再評価対象事業】

23番 かわごえちくかいがん 川越地区海岸

23番については、平成26年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、1回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、23番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(3) 海岸事業【再評価対象事業】

24番 い だ ち く かいが ん 井田地区海岸

24番については、平成3年度に事業に着手し、平成15年度、平成20年度、平成25年度、平成30年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、24番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

なお、事業期間が長期にわたることから、暫定断面における11号箇所¹の早期完成に努められたい。